

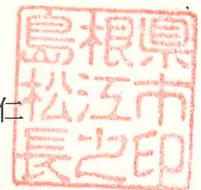
松江市町内会・自治会組織に対する事務委託に関する要綱の一部を改正する告示

松江市告示第 71 号

松江市町内会・自治会組織に対する事務委託に関する要綱（平成 17 年松江市告示第 35 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 9 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
(委託費) 第 6 条 単位自治会に対する <u>委託費</u> は、 第 1 号及び第 2 号により計算した金額を合計した額とする。 (1)・(2) 略 2 <u>前項第 1 号</u> の加入世帯数は、単位自治会等届出書により届け出られた世帯数とする。ただし、単位自治会等変更届出書による変更届出があった場合は、その届出のあった日の属する月の翌月以降の加入世帯数は、当該変更届出書の世帯数とする。 3・4 略 5 地区連合会に対する <u>委託費</u> は、年額 100,000 円とする。 (委託費の <u>支払</u>) 第 7 条 前条第 1 項及び第 3 項の委託費は、これを 3 期に分け、8 月、12 月及び翌年 4	(委託費) 第 6 条 単位自治会に対する <u>事務委託費</u> は、 第 1 号及び第 2 号により計算した金額を合計した額とする。 (1)・(2) 略 2 <u>第 1 項第 1 号</u> の加入世帯数は、単位自治会等届出書により届け出られた世帯数とする。ただし、単位自治会等変更届出書による変更届出があった場合は、その届出のあった日の属する月の翌月以降の加入世帯数は、当該変更届出書の世帯数とする。 3・4 略 5 地区連合会に対する <u>事務委託費</u> は、年額 100,000 円とする。 (委託費の <u>交付</u>) 第 7 条 前条第 1 項及び第 3 項の委託費は、これを 3 期に分け、8 月、12 月及び翌年 4

月の各月の末日までに当該期分を支払う
ものとする。

- 2 前条第5項の委託費は、6月末日までに一
括して支払うものとする。

月の各月の末日までに当該期分を交付する
ものとする。

- 2 前条第5項の委託費は、6月末日までに一
括交付するものとする。

新

様式第 5 号（第 4 条関係）

振込口座変更届出書

地区連合会長 様

年度町内会・自治会に対する委託費_____の振込口座について以下のとおり変更します。

年 月 日

受託町内会・自治会等 団 体 名

会長住所

会長氏名

変更後の口座

委託費振込先			
金融機関名	種 別	口座番号	口座名義人
	普 通 当 座		フリガナ
支店名			

----- 以下、地区連合会事務局で記入 -----

上記項目が変更となりましたので、届け出ます。

地区連合会名

会長名

旧

様式第5号（第4条関係）

振込口座変更届出書

地区連合会長 様

年度町内会・自治会に対する事務委託費の振込口座について以下のとおり変更します。

年 月 日

受託町内会・自治会等 団 体 名

会長住所

会長氏名

変更後の口座

委託費振込先			
金融機関名	種 別	口座番号	口座名義人
	普 通 当 座		フリガナ
支店名			

----- 以下、地区連合会事務局で記入 -----

上記項目が変更となりましたので、届け出ます。

地区連合会名 _____ 会長名 _____

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。